

(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、平成二十八年四月十三日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画地区計画の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

一 都市計画の種類 東京都知事 外 添 要 一
 都市計画を定める土地の区域
 区計画

東京都市計画地区計画

臨海副都心有 変更する部分
 明北地区地区 江東区有明一丁目、有明二丁目、
 計画 有明三丁目及び東雲二丁目各地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
 場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
 十一階北側)

●東京都告示第八百六十二号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、平成二十八年四月十三日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画地区計画の決定がされたものとみな

されたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
 東京都市計画地区計画

品川駅周辺地 港区港南一丁目、港南二丁目、芝浦
 区地区計画 四丁目、高輪二丁目及び高輪三丁目
 区計画 各地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
 場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
 十一階北側)

●東京都告示第八百六十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十九日

東京都知事 外 添 要 一

| 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------------------------------|------------------|------------------|------------|-------|
| 株式会社 構造計 算適合 性判定 の業務 を行う の場所 | 愛知県名古屋市中区栄 四丁目三番 | 愛知県名古屋市中区栄 四丁目三番 | 平成二十八年四月一日 | |
| サービ ス | 新宿区新宿 一丁目十六番十号 | 新宿区新宿 一丁目十六番十号 | | |
| 地 | 大阪府大阪 番十号 | 大阪府大阪 番十号 | | |

●東京都告示第八百六十四号

| | |
|----------------------|----------------------|
| 市北区梅田 一丁目十一番四号 | 市北区梅田 一丁目十一番四号 |
| 静岡県静岡市葵区御幸町十一番地の十 | 静岡県静岡市葵区御幸町十一番地の十 |
| 国分寺市本町二丁目二番十四号 | 足立区千住仲町四十番十二号 |
| 足立区千住仲町四十番十二号 | 神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目四百三番 |
| 神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目四百三番 | 愛知県豊橋市駅前大通二丁目三十三番地の五 |
| 愛知県豊橋市駅前大通二丁目三十三番地の五 | 愛知県岡崎市錦町六番五 |
| 愛知県岡崎市錦町六番五 | 愛知県一宮市栄三丁目八番十七号 |
| 愛知県一宮市栄三丁目八番十七号 | 岐阜県岐阜市金宝町一丁目十五番 |
| 岐阜県岐阜市金宝町一丁目十五番 | 静岡県沼津市高島町十番地の十四 |
| 静岡県沼津市高島町十番地の十四 | 静岡県浜松市中区砂山町三百五十五番地の四 |
| 静岡県浜松市中区砂山町三百五十五番地の四 | |

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
 平成二十八年三月二十日
 西東京市富士町四丁目七百六番一及び同番十七の各一部
 延長 二〇・三三
 幅員 四・〇〇

●東京都告示第八百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第二項の規定による道路
 平成二十七年十一月二日
 稲城市大字尾字十号千七百三番六の七十四番の一部（仮換地三十一街区七）
 延長 一九・六〇
 幅員 一・八二

●東京都告示第八百六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年四月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日
 認定を取り消した区域の地名地番
 取消年月日
 多摩市鶴牧三丁目五番三から同番五まで及び二十番五
 平成二十八年三月二十五日

●東京都告示第八百六十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、全国板金業国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十九日

東京都知事 外 添 要 一

変更事項 変更前 変更後 変更年月日
 組合員の範囲に係るもの
 組合員は、板金の事業に従事する者で、次の各号に定める者とする。
 組合員は、板金の事業に従事する者で、次の各号に定める者であつて、かつ、同区域に設立された板金工業組合の会員である事業所の事業主及び従業員とする。
 平成二十八年四月一日

●東京都告示第八百六十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三條第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

平成二十八年四月十九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 路線名及び指定区間 別表のとおり
- 二 指定期日 平成二十八年四月二十三日

| 路線名 | 指定区間 |
|-------|---------------------------------|
| 環状六号線 | 目黒区青葉台三丁目六番地先から新宿区西新宿三丁目十九番地先まで |

●東京都告示第八百六十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三條第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十條第一項の規定に基づき、当該道路を通行

する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十八年四月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名及び指定区間 別表のとおり

二 指定期日 平成二十八年四月二十三日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(一) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(二) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上(又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(三) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所

所のないことを確認の上走行すること。

別表

路線名 指定区間

千代田練馬田無線 新宿区西落合四丁目二十四番地先から練馬区豊玉北三丁目十二番地先まで

日本橋芝浦大森線 品川区東品川五丁目十番地先から同区八潮一丁目四番地先まで

鮫洲大山線 新宿区西落合四丁目二十四番地先から豊島区南長崎六丁目九番地先まで

上野月島線 江東区深川二丁目六番地先から同区門前仲町二丁目五番地先まで

上野月島線 江東区深川二丁目六番地先から同区門前仲町二丁目五番地先まで

上野月島線 江東区深川二丁目六番地先から同区門前仲町二丁目五番地先まで

●東京都告示第八百七十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。
平成二十八年四月十九日

平成二十八年四月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 都道鮫洲大山線

二 指定する区間 目黒区中央町一丁目六百十七番六地先から同区中央町二丁目二千五百九十九番一地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

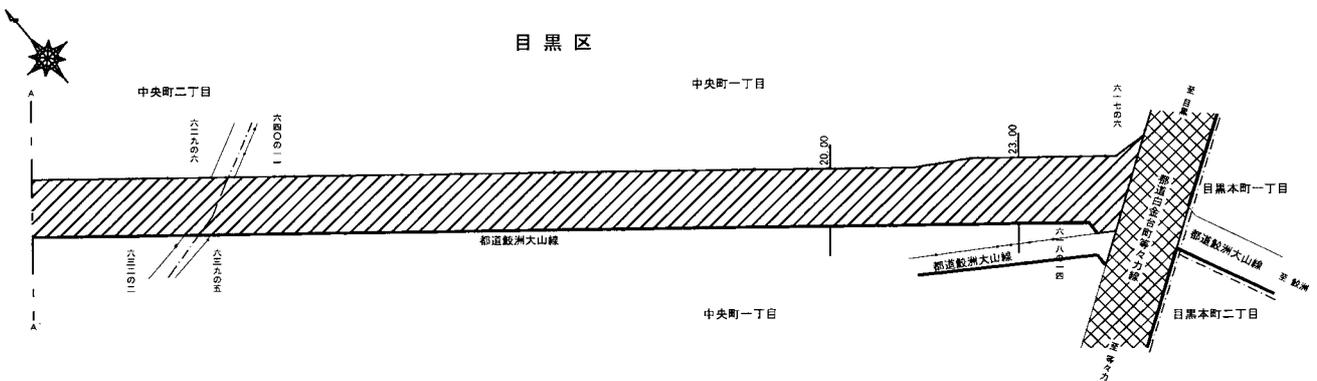
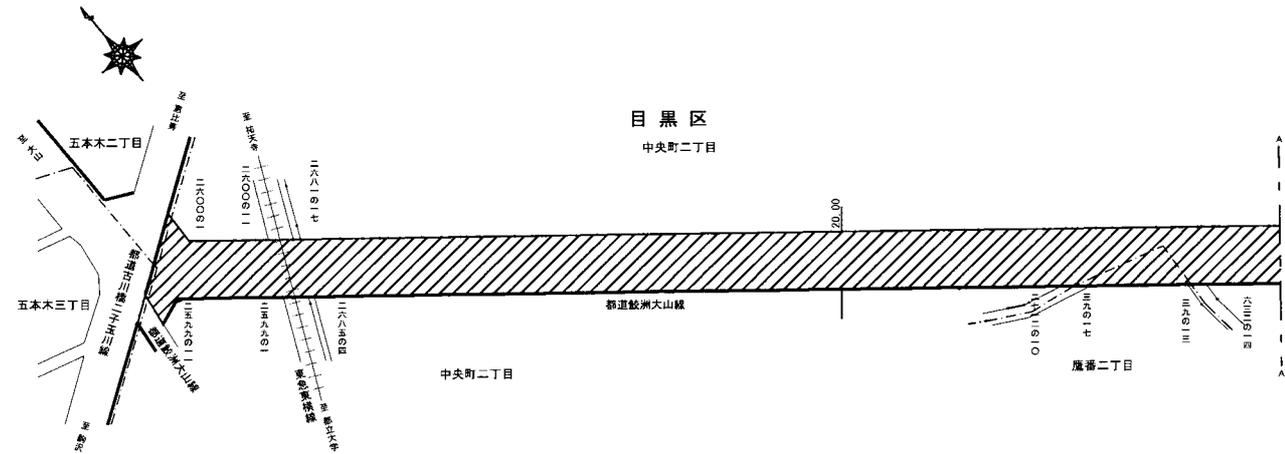
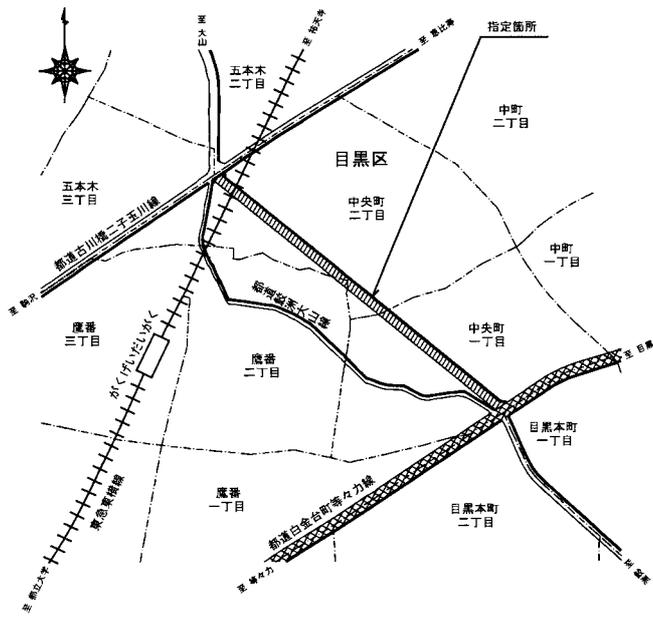
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道鮫洲大山線

目黒区中央町一丁目～中央町二丁目



(電線共同溝予定名称 鮫洲大山・九号)



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人フレンドシップ
- 三 代表者の氏名
池田 佳代
- 四 主たる事務所の所在地
東京都江戸川区船堀二丁目十四番二十八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、難病及び移植医療の患者の方々を支援するため、難病及び移植医療に関する相談、情報提供による支援事業、難病及び移植医療に関するセミナー等の開催事業及び難病及び移植医療に関する正しい知識の普及と啓発の事業等を行い、もって保健、医療又は福祉の増進、社会教育の推進及びこ

どもの健全育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人江東まちづくり研究会
- 三 代表者の氏名
高井 浩子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都江東区北砂一丁目三番四十三一〇二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、介助、介護、託児などの支援事業、地域福祉に関する普及啓発事業などを行い、住み慣れた地域で自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人国際生命科学機構
- 三 代表者の氏名
安川 拓次
- 四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区麴町三丁目五番地十九 にしかわビル
- 五 定款に記載された目的
五階

この法人は、健康、栄養、食品安全、環境にかかわる科学的課題について、最新の信頼ある科学の成果に基づき、国際的な調和につとめつつ解明をはかり、その結果を普及し啓発する事業を行う。もって日本人並びに世界の人々の栄養と健康の増進、食の安全の確保、環境の改善に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人かっぱの家
- 三 代表者の氏名
松田 敏明
- 四 主たる事務所の所在地
東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目十七番四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、児童福祉の理念に基づいて子育てを必要とする児童や親を中心に広く一般市民を対象に、保育の場所を提供し、子育てならびに子育て支援のための相談事業、ひろば事業、地域交流事業、講習会・講演会事業、人材育成事業、普及啓発事業等を行い、子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできるような地域社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月十日

| | | |
|--|---|---|
| <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人H E S企画</p> <p>三 代表者の氏名 三橋 定之</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区永福四丁目二十番十七号</p> <p>五 定款に記載された目的 社会的弱者へも平等な情報化社会の実現するため、簡単な操作で知的欲求を満たす情報システム(H E S)を開発すること、及び環境問題の寄与する小水力発電システム(S N A K E)の開発と、その普及を促進する音楽祭を開催することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年四月十九日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年三月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人場所と物語</p> <p>三 代表者の氏名 石神 夏希</p> | <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目二十二番七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日本国内の空き家、空き店舗など遊休スペースを活用したアーティストやアートプロジェクトの担い手のための滞在拠点をリサーチし情報発信を行うと共に、ローカル・コミュニティでの交流を活性化するネットワーク拠点を創出し、魅力的な東京や地域のまちづくりと、リノベーションの民主化の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年三月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人P I E E C E S</p> <p>三 代表者の氏名 小澤 いぶき</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区渋谷一丁目三番十八号 ビラモデルナA</p> <p>二〇三</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、子どもたち一人ひとりが生まれた環境や特性等に関わらず、権利と尊厳をもって生きていくために、社会を構成する多様な個人やセクターが、温かなまなざしとそれぞれの「できること」をもって子どもの育ちを支えるという文化を醸成すべく、つながりの仕組みづくりと価値変革を行うことを目的とします。(以上原文のまま掲載)</p> | <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年三月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本口腔粘膜機構</p> <p>三 代表者の氏名 小宮山 一雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田神保町一丁目四十二番七号 S O M A R D ビル三階 株式会社ウイザップ内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、口腔の疾病についての学術研究、教育普及活動、臨床活動及び国際交流活動を行なうとともに、広く一般市民および医療従事者を対象に、口腔疾患に対する医学的な助言・支援・医療協力を行うことにより、口腔医療の啓発、次世代の人材育成及び国際共同研究の推進を図り、日本における口腔医療の臨床を進展させ、もって国民の医療福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年三月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人市民後見センターT O M O N I</p> <p>三 代表者の氏名 山崎 裕子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都あきる野市油平百十九番地十二</p> |
|--|---|---|

五 定款に記載された目的

この法人は、認知症、知的・精神・発達障害により判断能力が充分でない人の意志を尊重し、その人らしい生活を送れるよう法律面や生活面で支援し人権擁護を推進する。そして、市民後見人を育成しその活動及び業務継続を支援する活動を行い、本人のみならず家族や支援者をサポートすることによって、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いっひよファミリー・育はぐ

三 代表者の氏名

齋藤 志保

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵村山市学園一丁目百二十一番地の十八

五 定款に記載された目的

この法人は、次世代育成推進の為、親子の愛着関係の形成から地域コミュニティ再生と形成等、人と人を繋げるあらゆる子育て支援に関する事業を行い、併せて社会福祉の増進に関する事業を行い、すべての子どもと大人が心豊かに暮らせるような地域社会をつくることを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の合併の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第三十四

条第三項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証の申請があったので、同条第四項において準用する同法第十

条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十八年四月十九日
東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人SUN

三 代表者の氏名

小熊 章

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区中央町二丁目三十二番五号 スマイルプラザ中央町四F

五 定款に記載された目的

この法人は、アルコール等依存症(以下「依存症」という)者に身体的・精神的・社会的な支援サービスを提供することによって依存症からの回復と自立を支援し、広く一般市民を対象として、依存症者に関する研修・啓発も行いながら、わが国の依存症者の保健、医療及び福祉の増進と社会理解の推進に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効について

ついで

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一

条の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。
平成二十八年四月十九日
東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人日本文化塾

二 代表者の氏名

鈴木 壽子

三 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区奥沢八丁目二十九番十四号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成二十八年三月二十九日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十八年四月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
西東京市富士町四丁目七百六
番一の一部、同番十三及び同
番十七
千代田区九段南二丁目三番
十八号
トヨタホーム東京株式会社
代表取締役 東海 健生

許可を受けた者の
住所及び氏名
開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成二十八年四月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

清瀬市中里三丁目千八十六番
一、千八十八番、同番地先、
千八十九番、千九十番一、千
九十二番二、千九十三番二、
千九十四番二、千九十七番三、
千百七番二、千百八番二及び
同番三
練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

東久留米市金山町二丁目五十
番五の一部、同番十二、五十
一番三、同番十、五十二番四
の二部及び七百四十六番一
小平市御幸町五十二番一、同
番四、五十三番三、五十九番
一及び同番十一
小平市鈴木町一丁目四百七
十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の
届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九
十六号)第六十八条第一項の規定に基づき、大井ふ頭その
一・その二間埋立事業について、次のとおり工事完了の届
出があったので、同条第二項において準用する同条例第六
十六条第二項の規定により公告する。

平成二十八年四月十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
地

東京都

東京都知事 外 添 要 一

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称

大井ふ頭その一・その二間埋立事業

三 工事着手の年月日

平成二十四年五月二十四日

四 工事完了の年月日

平成二十八年三月二十五日

五 届出日

平成二十八年四月一日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。